



福岡医発第603号 (地付)
平成25年 5月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成25年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

標記の件につきまして、日本医師会および福岡県保健医療介護部より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められました。また、厚生労働省においては、平成4年より「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取り組みが実施されております。

WHOでは、平成25年度の世界禁煙デーのスローガンを「Ban tobacco advertising, promotion and sponsorship」としており、今年度の本週間においては、「たばこによる健康影響を正しく理解しよう」をテーマに、普及啓発を積極的に行うこととされています。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について、会員各位への周知・協力方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、ポスターを1部お送りいたしますので、貴会会館等に掲示等ご活用いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

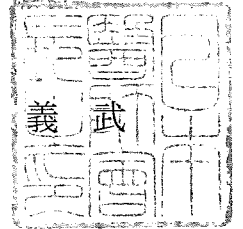
日医発第 143 号(地Ⅲ49)

平成 25 年 5 月 15 日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会
会長 横 倉



平成 25 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

今般、厚生労働省健康局長より、平成 25 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について協力方依頼がありました。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により、昭和 63 年に初めて設けられ、平成元年からは 5 月 31 日と定められております。また、厚生労働省においては、平成 4 年より「禁煙週間」（5 月 31 日～6 月 6 日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取り組みを行っているものであります。

WHO では、平成 25 年度の世界禁煙デーのスローガンを「Ban tobacco advertising, promotion and sponsorship」としており、今年度の本週間においては、「たばこによる健康影響を正しく理解しよう」をテーマに、普及啓発を積極的に行うこととしております。

つきましては、昨年度と同様に本会も主唱者でありますので、貴会におかれましても本件の趣旨をご了知いただき、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

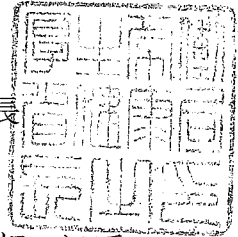
なお、同封のポスターは、別便にて貴会宛に送られることとなっておりますので、ご活用いただければ幸甚です。



健発 0425 第3号
平成25年4月25日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



平成25年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

健康行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての啓発等のたばこ対策は重要な課題であります。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められたものであります。

厚生労働省においては、WHOの決議に沿って種々の対策を行ってまいりましたが、平成4年から「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取組を行うこととしております。

厚生労働省において実施している「健康日本21」やがん対策基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出し、平成24年度においては、受動喫煙防止対策の徹底について通知を発出したところであります。

今年度は、喫煙及び受動喫煙による健康影響等についての周知を目的として「たばこによる健康影響を正しく理解しよう」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものであります。

ついては、貴会におかれましても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、貴管内関係団体への周知及び別途送付するポスターの掲示など、たばこ対策の推進につきまして御協力をお願いいたします。

なお、今年度の「世界禁煙デー」のテーマである「Ban tobacco advertising, promotion and sponsorship」に係る、FCTCにおける関係条項（第5条第3項）の実施に係る指針を併せて送付いたします。

(公印省略)

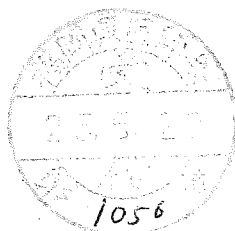
25 健第 651 号
平成 25 年 5 月 14 日

関係団体の長
関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課健康づくり係)

平成 25 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省健康局長から通知があり、本県においても、平成 25 年度「禁煙週間」実施要綱により取り組むこととしましたのでお知らせします。



健発0425第3号
平成25年4月25日

各〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

平成25年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等、たばこ対策は極めて重要な課題である。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められている。

厚生労働省においては、平成4年から「禁煙週間」を設け、種々のたばこ対策を推進してきたところである。

厚生労働省において実施している「健康日本21」やがん対策基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出し、平成24年度においては、受動喫煙防止対策の徹底について通知を発出したところである。

今年度は、喫煙及び受動喫煙による健康影響等についての周知を目的として「たばこによる健康影響を正しく理解しよう」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

ついては、貴職におかれても、別添実施要綱の「7 本週間に実施する事項」

(2)により取組の推進を図るとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に対しても「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における取組を周知していただくようお願いする。

また、事業の取組については、別紙様式により7月末日までに厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に報告いただきたい。

その際は、併せて管内市町村におけるたばこ対策に係る効果的事例についても報告いただきたい。

なお、今年度の「世界禁煙デー」のテーマである「Ban tobacco advertising, promotion and sponsorship」に係る、FCTCにおける関係条項（第5条第3項）の実施に係る指針を併せて送付する。

平成25年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

平成25年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、以来計16回の決議を採択しているが、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

厚生労働省において実施している「健康日本21（第二次）」やがん対策基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出し、平成24年度においては、受動喫煙防止対策の徹底について通知を発出したところである。

今年度は、喫煙及び受動喫煙による健康影響等についての周知を目的として、「たばこによる健康影響を正しく理解しよう」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

3 禁煙週間のテーマ

「たばこによる健康影響を正しく理解しよう」

（参考）WHOのテーマ：「Ban tobacco advertising, promotion and sponsorship」

4 期 間

平成25年5月31日（金）から平成25年6月6日（木）まで

5 主 唱

（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会、たばこと健康問題NGO協議会＜がん研究振興財団、結核予防会、健康・体力づくり事業財団、日本対がん協会、日本公衆衛生協会、日本心臓財団＞、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター（（独）国立がん研究センター）（予定）

6 協力機関

（公財）がん研究振興財団、（公財）結核予防会、（公財）健康・体力づくり事業財団、（一財）日本公衆衛生協会、（公財）日本心臓財団、（公財）日本対がん協会

7 本週間に実施する事項

(1) 厚生労働省における取組

厚生労働省及び施設等機関は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁及びそれら省庁を通じ関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念イベントの開催(東京及び地方)

イ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底(庁舎内全面禁煙等)
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・関係省庁及びそれら省庁を通じ関係機関等に対し、施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請
- ・関係団体等に対し、受動喫煙防止の普及啓発用チラシを配布し、受動喫煙防止対策の実施について協力を呼びかける

ウ その他

(2) 地方自治体における取組

都道府県、政令市、特別区及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスターの配布及び掲示
(ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなど配慮すること。)
- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼附による普及啓発

イ 未成年者の喫煙防止対策

- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底(事務室内禁煙等)
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施(健診会場での実施等)
- ・禁煙普及員の養成及び周知

オ その他

WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施に係る指針（暫定訳）

たばこ産業の商業上および他の既存の利益からたばこ規制に関連する公衆衛生政策を保護することに関する WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施に係る指針

はじめに

1. たばこ規制プロセスの透明性に関する世界保健総会の決議 WHA54.18 は、たばこ産業の文書に関する専門家委員会の調査結果を引用しながら、「たばこ産業は永年にわたって、たばこの害と闘うための公衆衛生政策を実施における政府および WHO の役割を阻害するための明らかな意図を持って行動してきた」と述べている。

2. WHO たばこ規制枠組条約前文は、締約国(脚注 1)の「たばこの規制のための努力を阻害し又は著しく損なうたばこ産業の活動に警戒する必要性並びにたばこの規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動について知らされる必要性」を認識している。

(脚注 1)「締約国」という言葉は、国家及び、条約締結資格を有し、条約に拘束される同意を表明し、当該国家及び組織にとって条約が有効であるその他の組織を指す(出典：国連条約集：<http://untreaty.un.org/English/guide.asp#signatories>)。

3. さらに、条約第 5.3 条は、「たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、締約国が国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する」ことを求めている。

4. 締約国会議は、FCTC/COP2 決議 14 において、条約第 5 条 3 項実施指針作成のための作業部会を設立した。

5. たばこ規制政策を決定、策定する締約国の主権を損なうことなく、締約国は、国内法に準じて可能な範囲でこれらのガイドラインを実施することを奨励される。

目的、範囲及び適用性

6. 第 5 条 3 項に関する指針は、WHO たばこ規制枠組条約の前文、具体的なたばこ規制政策に言及している条項、および締約国会議手続規則で記述されているように、国有たばこ産業を含む、たばこ産業による干渉がたばこ規制政策の多くの領域に影響を及ぼすという認識をふまえているため、条約第 5 条 3 項の実行のための本指針の採用は、締約国のたばこ規制政策および条約の実施にきわめて重要な影響をもたらすだろう。

7. 本指針の趣旨は、たばこ規制をたばこ産業の商業上および他の既存の利益から保護するための包括的且つ効果的な努力を担保することである。締約国は、たばこ規制との関係における公衆衛生上の政策に影響を与えることに関心を持つ、または与える立場にあるすべての政府機関において、そのような措置を実施すべきである。

8. 本指針の目的は、締約国(脚注 1)が枠組条約第 5 条 3 項の下での法律上の義務を遂行するのを支援することである。指針は、入手可能な最高の科学的証拠と、たばこ産業の干渉に対処する上での締約国の経験に依拠する。

(脚注 1) 当てはまる場合には、これらのガイドラインは、地域の経済統合組織にも言及する。

9. 指針は、締約国のたばこ規制に関連する公衆衛生上の政策の策定と実施に適用される。また、それらの政策の策定、実施、管理、または執行に関与する、または関与する可能性がある個人、機関、または国家等にも適用される。

10. 指針は、官僚、締約国の管轄権下にあるすべての国、州、県、市、町村、または他の公的もしくは準公的機関または団体の代表および従業員、ならびにそのすべての代理人に適用される。たばこ規制政策の策定と実施、およびそれらの政策をたばこ産業の利益から保護することに責任を負う政府機関(行政、立法、および司法)はいずれも、報告義務を負うべきである。

11. 条約締約国が実施を要求されているたばこ規制措置の策定および実施に対してたばこ産業が干渉するために用いている多岐にわたる戦略および戦術は、大量の証拠によって記録されている。指針によって勧告される措置は、たばこ産業だけでなく、適切な場合、たばこ産業の利益増進のために活動している干渉からも保護することを目指す。

12. 条約第 5 章 3 項の目的を最大限達成するために、締約国は本指針で勧告される措置を、必要な限り広範囲に適用する必要があると同時に、自国の固有の条件に適合させる際に、本指針で勧告される措置を超える措置を実施することが強く要請される。

基本的指針

原則 1: たばこ業界の利益と公衆衛生政策上の利益の間には、根本的且つ相容れない矛盾が存在する。

13. たばこ業界は、嗜癖性、疾患や死亡の原因となること、貧困の増加など様々な社会社会悪を引き起こすことが実証されている製品を生産、促進している。このため、締約国は、たばこ規制のための公衆衛生政策制定及び実施を可能な限り、たばこ業界から保護すべきである。

原則 2: 締約国は、たばこ産業またはたばこ産業の利益を増進するために活動している者と交渉するとき、説明責任を果たし、透明性を保つべきである。

14. 締約国は、たばこ規制または公衆衛生に関連する事項についてたばこ産業と何らかの交流を行う際は、説明責任及び透明性を保証すべきである。

原則 3: 締約国は、たばこ産業またはたばこ産業の利益を増進するために活動してい

る者に対して、説明義務を果たし透明性を保つような方法で活動、行動するよう要求すべきである。

15. 本指針の実効的な実施のために、たばこ産業は締約国に対して情報を提供することを求められるべきである。

原則 4: たばこ製品は死をもたらす危険があるため、たばこ産業がその事業を興し、運営するための奨励策を認めるべきでない。

16. たばこ業界の優遇措置は、たばこ規制政策と矛盾するだろう。

勧告

17. 公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉に対処するために、以下の重要な活動が勧告される:

(1) たばこ製品の中毒性と有害性、および締約国のたばこ規制政策に対するたばこ産業の干渉について関心を高める。

(2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。

(3) パートナーシップや、拘束力または強制力のない合意、およびたばこ産業とのパートナーシップを拒否する。

(4) 官僚や政府職員の利害の衝突を避ける。

(5) たばこ産業から収集される情報が透明かつ正確であることを求める。

(6) たばこ産業による「企業の社会的責任」と称する活動を非正常化させる、規制する。

(7) たばこ会社に特権的処遇を与えない。

(8) 国有たばこ会社を他のたばこ産業と同様に扱う。

18. たばこ規制に関連する公衆衛生上の政策の、たばこ産業の商業上および他の既存の利益からの保護のための合意された措置を以下に列挙する。締約国は本指針によって提供される措置を超える措置を実施することを奨励され、本指針のいかなる記述も、締約国がこれらの勧告に適合する、より厳格な要件を実施することを妨げるべきではない。

(1) たばこ製品の中毒性と有害性、および締約国のたばこ規制政策に対するたばこ産業の干渉について関心を高める。

19. たばこ規制に関連する公衆衛生政策を策定および実施する際に、政府のすべての部門および公衆は、過去および現在におけるたばこ産業による干渉についての知識と関心が必要とされる。枠組条約全体を成功裡に実施するためには、そのような干渉に対する具体的な措置が必要とされる。

勧告

1.1 締約国は、条約の第12条をふまえて、たばこ製品の中毒性と有害性、たばこ規制に関連する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上および他の既存の利益から保護する必要、およびたばこ産業がたばこ規制に関連する公衆衛生政策の策定および実施に干渉するために用いてきた戦略および戦術について、政府のすべての部門および公衆に周知させ、教育する必要がある。

1.2 締約国はさらに、たばこ産業が個人や「隠れ蓑」となる団体や外郭団体を使って、たばこ産業の代理人として、またはたばこ産業の利益を増進するために公然と、または隠然と行動させているやり方について関心を高める必要がある。

(2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。

20. たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定・実施にあたり、たばこ業界との必要な接触は、当該接触から生じる又は当該接触による現実又は潜在的パートナーシップ又は協力関係の創案を回避する形で、締約国が行うべきである。たばこ会社が、このような認識を生じさせる可能性のある行為に関与する場合には、締約国はこの認識を阻止する又は訂正する措置を講じるべきである。

勧告

2.1 締約国は、たばこ業界及びたばこ製品の効果的な規制を実現するために、たばこ業界との接触は必要なとき、必要な範囲に限るべきである。

2.2 たばこ業界との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の公知、当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。

(3) たばこ業界とのパートナーシップや、拘束力又は法的強制力のない協定を拒否する。

21. たばこ産業が公衆衛生上の目標と直接に対立するものであることをふまえ、公衆衛生政策の策定または実施に関連するいかなるイニシアチブにおいても、たばこ産業をパートナーに加えてはならない。

勧告

3.1 締約国は、パートナーシップ、拘束力又は法的強制力のない取り決め、並びにた

たばこ業界又はその利益を促進するために活動している組織又は人との自発的な協定を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.2 締約国は、たばこ業界の、未成年者及び一般大衆の教育又は、間接的若しくは直接的にたばこ規制に関連するイニシアチブの開催、促進、参加、履行を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.3 締約国は、法律上強制力のあるたばこ規制措置の代替として提供されるたばこ業界が起草する自発的行動規範又は法律文書を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.4 締約国は、たばこ業界が起草した又はたばこ業界と共に起草したたばこ規制法案に対する支持提供を受諾、支援又は是認すべきではない。

(4) 政府関係者や職員における利害の衝突を避ける。

22. たばこ産業に商業上および他の既存の利益を有する組織または個人がたばこ規制に関連する公衆衛生政策に関与することは否定的な影響を及ぼす可能性が非常に高い。そのような政策をたばこ産業による干渉から保護する上で、たばこ規制に関わる官僚および政府職員における利害の衝突に関する明確な規則が重要な手段となる。

23. 支払、金銭又は現物を問わない贈り物及びサービス、たばこ会社が政府機関、関係者、職員に提供する研究資金は、利益相反となる可能性がある。利益相反は、有利な対価の約束が引き換えに与えられない場合でも、国連総会で及びいくつかの政府や地域経済統合組織で採択されている公務員国際行動規範にて認識されている通り、個人的利害が公的責任に影響を及ぼす可能性が存在するため、利益相反は生じる。

勧告

4.1 締約国は、政府関係者、職員、顧問、請負業者を含むたばこ規制に関連する公衆衛生政策の策定および実施に関与するすべての者に対して適用される利害の衝突の開示および管理に関する政策を義務付ける必要がある。

4.2 締約国は、公務員がたばこ産業と交渉する際に従わなければならない基準を規定する公務員倫理規定を策定、採用、実施しなければならない。

4.3 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関する作業実施契約を、確定したたばこ規制政策と対立する候補者又は入札者に与えるべきではない。

4.4 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関与している又は関与した公職者に、報酬の有無を問わず、退職から一定期間内にたばこ業界内の職業活動に従事する意図について所属機関に通知することを義務づける明確な方針を策定すべきである。

4.5 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関与する公職の応

募者に、報酬の有無を問わず、たばこ業界における現在又は過去の職業活動を申告することを義務付ける明確な方針を策定すべきである。

4.6 締約国は、政府職員に対して、たばこ産業に関して直接的に有する利益を申告し、これを放棄することを要求するべきである。

4.7 政府機関及びその組織は、国営たばこ産業に対する締約国の事業所有権を管理運営する場合を除き、たばこ産業からの金融的利益を有するべきではない。

4.8 締約国は、たばこ産業またはたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、たばこ規制政策又は公衆衛生政策の策定または実施に関わる政府機関、委員会、または諮問グループの成員となることを許してはならない。

4.9 締約国は、たばこ産業またはたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、締約国会議、その補助機関、または締約国会議の決定に従って設立される他の団体の会議への代表団成員に指名してはならない。

4.10 締約国は、政府または準政府機関の関係者または職員がたばこ産業から金銭または現物による報酬、贈与またはサービスを受け取ることを許してはならない。

4.11 国内法及び憲法原則を考慮し、締約国はたばこ業界又はその利益促進を図っている組織から、政党、候補者、選挙運動に対する献金を阻止する又は当該献金を全面的に開示することを義務付ける効果的な措置を講じるべきである。

(5) たばこ産業から提供される情報が透明かつ正確であることを求める。

24. 公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉を防止するための効果的な措置を取るために、締約国は、そのような活動およびやり方に関する情報を入手し、それによってたばこ産業が透明な方法で活動することを保証する必要がある。条約の第12条は、締約国が国内法に従ってそのような情報の公開を促進することを求めている。

25. 条約の第20条4項は、特に、締約国に対してたばこ産業の業務およびたばこの栽培に関する情報の交換を促進し、容易にするよう求めている。条約第20条4(c)項に従って、各締約国は、たばこの生産製造およびたばこ産業による条約または国内たばこ規制活動に影響を及ぼす活動に関する情報を定期的に収集・普及させる世界的な制度を、漸次構築・及び保持するために、権能ある国際機関と協調していくよう努力すべきである。

勧告

5.1 締約国は、たばこ産業のすべての業務および活動が透明であることを保証するための措置を導入及び適用する必要がある。

5.2 締約国は、たばこ産業およびたばこ産業の利益の増進のために活動している者に対して、ロビー活動、慈善事業、政治献金、およびその他の、条約第 13 条の下で禁止されていない、またはまだ禁止されていないすべての活動を含むたばこの生産、製造、市場シェア、販売経費、収益、および他のすべての活動について定期的に情報を提出するよう求めるべきである(脚注 1)。

(脚注 1) 法により保護されている企業秘密や機密情報を損なうことなく、

5.3 締約国は、たばこ関連事業体、関連団体、およびロビイストを含むその代理として活動する個人の情報公開または登録のための規則の制定を求めるべきである。

5.4 締約国は、たばこ産業が虚偽の、または誤解を招く情報を提供した場合に、国内法に従って強制的な刑罰を課すべきである。

5.5 締約国は、枠組条約の第 12 条(c)項に従って、条約の目的に関連して、たばこ産業の活動に関する広範な情報の公開を保証するための効果的、法的、管理的およびその他の措置、例えば、公的なデータ集積所など、を採用および実施する必要がある。

(6) 「企業の社会的責任」と称される活動等を含め、たばこ業界による「社会的責任」と称する活動を非正規化し、可能な範囲で規制する。

26. たばこ業界は、製造、販売する製品の致命的性質からイメージを引き離すため又は公衆衛生政策の制定及び実施を妨害するために社会的責任と称する活動を行っている。たばこ消費促進を目的としたたばこ会社が「社会的責任」と称する活動は、マーケティングであると同時に、条約において広告、販売促進及び後援の定義に当てはまる広報戦略でもある。

27. たばこ産業の中核的な機能がたばこ規制に関連する公衆衛生政策の目標と対立するものであることから、企業の「企業の社会的責任」のための活動は、WHO によると(脚注 1)、生来矛盾がある。

勧告

6.1 締約国は、政府の全ての部署及び一般大衆が、たばこ会社が果たす社会的責任と称する活動の目的及び範囲について情報を与えられ、認識するようにすべきである。

6.2 締約国はたばこ業界の社会的責任と称される活動を是認、支援、提携又は参加すべきではない。

6.3 締約国は、たばこ業界又はその代理として活動するその他の人による、社会的責任と称する活動又はこれらの活動のための支出の公表を認めるべきではない。ただし、年次報告書など、当該支出の報告が法律上義務付けられている場合を除く(脚注 2)。

6.4 締約国は、政府または公共セクターのいかなる部門に対しても(法律または法的

拘束力・強制力がある協定によって合法的に合意または定められている補償金を除く)、たばこ産業またはたばこ産業の利益の増進のために活動している者から政治的、社会的、経済的、教育的、あるいはコミュニティ関連、もしくはその他の献金を受け取ることを許可してはならない。

(脚注 1) WHO たばこ業界及び企業社会責任-本質的矛盾。2004 年 WHO ジュネーブ

(脚注 2) WHO たばこ規制枠組条約第 13 条実施のためのガイドラインは、たばこ広告、販売促進及び後援の点からこの問題を取り上げている。

(7) たばこ産業に優遇処遇を認めない。

28. 一部の政府はたばこ産業による投資を奨励しており、通常であれば法律によって義務付けられている納税を部分的または全面的に免除する等の財務上の奨励策によってそれらの企業に補助さえしている。

29. 締約国がその経済、財政、および税に関わる政策を決定および確立するための主権を妨げることなく、締約国は、たばこ規制に関する自らのコミットメントを尊重するべきである。

勧告

7.1 締約国は、たばこ産業が自己の事業を確立するまたは運営するのを支援するために奨励策、特権または特典を与えてはならない。

7.2 国営たばこ産業を持たない締約国は、たばこ産業及び関連事業に投資すべきではない。国営たばこ産業を有する締約国は、たばこ産業への投資により、WHO たばこ規制枠組条約の全面的実施が阻止されないようにするべきである。

7.3 締約国は、たばこ業界に有利な税額免除を与えるべきではない。

(8) 国有のたばこ産業を他のたばこ産業と同様に扱う。

30. たばこ産業は、国有、非国有、またはその組み合わせの形態を取りうる。本指針は、その所有形態に関わりなく、すべてのたばこ産業に適用される。

勧告

8.1 締約国は、たばこ規制政策の策定と実施について、国有のたばこ産業がたばこ産業の他のすべての成員と同様に扱われることを保証するべきである。

8.2 締約国は、たばこ規制政策の策定と実施が、たばこ産業の監督および管理とは切り離されていることを保証するべきである。

8.3 締約国は、国有たばこ産業の代表が締約国会議、その補助機関、または締約国会

議の決定に従って設立される他の団体の会合への代表団の成員とならないことを保証すべきである。

執行と監視

執行

31. 締約国は、条約の第 5 条 3 項および本指針の下における義務を遂行するために、執行機構を設けるか、可能な範囲で既存の執行機構を活用する必要がある。

条約第 5 条 3 項および本指針の実施の監視

32. 条約第 5 条 3 項および本指針の実施の監視は、効果的なたばこ規制政策の導入と実施を保証するために不可欠である。これには、たばこ産業の監視も含めるべきであり、そのために WHO たばこフリーイニシアティブのたばこ産業監視データベースなどの既存のモデルおよび資源を活用すべきである。

33. NGO やその他の、たばこ産業に属していない市民社会の成員は、たばこ産業の活動の監視において重要な役割を果たすことができるだろう。

34. 政府のすべての部門の倫理規定または職員規則には、「内部告発制度」と適切な内部告発者保護規定を含める必要がある。さらに、締約国は、本指針の順守を確保するために、訴訟を提起する可能性やオンブズマン制度のような苦情処理手続きなどの機構を活用、強化することを奨励されるべきである。

国際協力と指針の更新および改訂

35. たばこ規制に関連する公衆衛生政策の策定に対するたばこ産業による干渉の防止を進歩させるためには国際協力が不可欠である。条約第 20 条 4 項は、開発途上国締約国および移行経済締約国の特別のニーズを考慮し、それに対処しつつ、たばこ産業の業務に関する知識と経験の収集および交換のための基礎を提供する。

36. たばこ業界が用いる戦略及び戦術に関する国内及び国際的な経験の収集及び普及の調整とたばこ業界の活動監視に対する試みはすでに行われている。締約国は、たばこ業界の戦略に対抗するための法律上及び戦略上の専門知識を共有することにより恩恵を受けるだろう。情報交換は、機密保持とプライバシーに関する国内法に従うべきであると条約第 21.4 条は定めている。

勧告

37. たばこ産業が利用する戦略および戦術は常に進化しており、本指針が締約国に対して、たばこ規制に関連する公衆衛生政策をたばこ産業の干渉から保護するための効果的な指針を継続的に提供することを保証するには、本指針を定期的に再検討および改定する必要がある。

38 締結国は、枠組条約に基づく既存の報告手続きを通じて報告する際に、たばこの生産および製造に関する情報と、条約または国内のたばこ規制措置に影響を及ぼすたばこ産業の活動に関する情報を提供する必要がある。この情報交換を促進するため、条約事務局は、本指針の基本的な規定が次の段階の報告手続きに反映され、締結国が使用できるよう、締結国会議が段階的にそれを採択することを保証する必要がある

39. たばこ規制に関する公衆衛生政策に対するたばこ業界の妨害を阻止する最重要性を鑑み、締結国会議は、これらのガイドライン実施経験に照らして、条約第5.3条に関連する議定書策定の必要性の有無について検討することが出来る。

有益な情報源

関連文献

Brandt AM. The cigarette century. The rise, fall, and deadly persistence of the product that defined America. New York, Basic Books, 2007.

Chapman S. Making smoking history. Public health advocacy and tobacco control. Oxford, Blackwell Publishing, 2007.

Callard C, Thompson D, Collishaw N. Curing the addiction to profits: a supply-side approach to phasing out tobacco. Ottawa, Canadian Centre for Policy Alternatives and Physicians for a Smoke-free Canada, 2005.

Feldman EA, Bayer R (Editors). Unfiltered: conflicts over tobacco policy and public health. Boston, Harvard University Press, 2004.

Gilmore A et al. Continuing influence of tobacco industry in Germany. Lancet, 2002, 360:1255.

Hastings G, Angus K. The influence of the tobacco industry on European tobacco control policy. In: Tobacco or health in the European Union. Past, present and future. Luxembourg, Office for Official Publications of the European Commission, 2004:195-225.

Lavack A. Tobacco industry denormalization campaigns: a review and evaluation. Ottawa, Health Canada, 2001.

Mahood G. Tobacco industry denormalization. Telling the truth about the tobacco industry's role in the tobacco epidemic. Toronto, Campaign for Tobacco Industry Denormalization, 2004.

Pan American Health Organization. Profits over people. Tobacco industry activities to market cigarettes and undermine public health in Latin America

European Commission:
http://ec.europa.eu/health/ph_determinants/life_style/Tobacco/tobacco_en.htm

European Network for Smoking Prevention: <http://www.ensp.org/>

Framework Convention Alliance for Tobacco Control: <http://www.fctc.org/>

International Union for Health Promotion and Education:
<http://www.iuhpe.org/?page=18&lang=en>

Model Legislation for Tobacco Control manual:
http://www.iuhpe.org/?lang=en&page=publications_report2

Tobacco industry:
http://tobacco.health.usyd.edu.au/site/supersite/links/docs/tobacco_ind.htm

Smokefree Partnership: <http://www.smokefreepartnership.eu/>

Thailand Health Promotion Institute: <http://www.thpinhf.org/>

Tobaccopedia: the online tobacco encyclopaedia: <http://www.tobaccopedia.org/>

More links to tobacco sites:

Various international and national tobacco control web sites:
<http://www.tobacco.org/resources/general/tobsites.html>

National tobacco control web sites:
<http://www.smokefreepartnership.eu/National-Tobacco-Control-websites>

Centre de ressources anti-tabac: <http://www.tabac-info.net/>

Comité National Contre le Tabagisme (France): <http://www.cnct.org>

Office Français de Prévention du Tabagisme: <http://www.offt-asso.fr/>

Latest news on smoking and tobacco control: <http://www.globalink.org/news/fr>

Ministère de la santé, de la jeunesse et des sports: <http://www.sante.gouv.fr/>

Latest news on smoking and tobacco control: <http://www.globalink.org/news/es>

(Fourth plenary meeting, 22 November 2008)

and the Caribbean. Washington DC, Pan American Health Organization, 2002.

Simpson D. Germany: still sleeping with the enemy. Tobacco Control, 2003, 12:343-344.

Hammond R, Rowell A. Trust us. We're the tobacco industry. Baltimore, Johns Hopkins University Press, 2001.

World Health Organization. Tobacco company strategies to undermine tobacco control activities at the World Health Organization. Geneva, World Health Organization, 2000.

World Health Organization. Tobacco industry and corporate social responsibility - an inherent contradiction. Geneva, World Health Organization, 2004.

Yach D, Bialous S. Junking science to promote tobacco. American Journal of Public Health, 2001, 91:1745-1748.

Web resources

WHO sites:

Tobacco Free Initiative: <http://www.who.int/tobacco/en/>

WHO publications on tobacco:
<http://www.who.int/tobacco/resources/publications/en/>

WHO European Regional Office:
<http://www.euro.who.int/healthtopics/HT2ndLvlPage?HTCode=smoking>

Tobacco control in the Americas (in English and Spanish):
<http://www.paho.org/english/ad/sde/ra/Tobabout.htm>

Sites with general, regional or national information and topics related to tobacco control:

Action on Smoking and Health, UK (and special page for the tobacco industry):
http://www.newash.org.uk/ash_r3iitasl.htm

Corporate Accountability International and the Network for Accountability of Tobacco Transnationals: www.stopcorporateabuse.org

Economics of tobacco control: <http://www1.worldbank.org/tobacco/>